

古賀市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 案概要

【改正点】

条例要配慮個人情報の規程を追加するものです。

【施行期日】

公布の日

【改正の趣旨】

市の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律の適用を受け運用していますが、地域の特性その他の事情に応じて条例に規定することができる条例要配慮個人情報について、近隣自治体の状況等を勘案し、同和地区の所在地についてはその取扱いに特に配慮を要するものとして、規定するものです。